

平成 2 5 年 第 5 回

遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 5 年 9 月 1 2 日（木）午後 1 時 5 9 分開議

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 9 | 議案第 1 3 号 | 表彰について |
| 日程第 3 0 | 議案第 1 4 号 | 平成 2 5 年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 3 1 | 認定第 1 号 | 平成 2 4 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第 3 2 | 認定第 2 号 | 平成 2 4 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件） |
| 日程第 3 3 | 認定第 3 号 | 平成 2 4 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件） |
| 日程第 3 4 | 認定第 4 号 | 平成 2 4 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件） |
| 日程第 3 5 | 認定第 5 号 | 平成 2 4 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決
算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審
査）
（付託案件） |
| 日程第 3 6 | 認定第 6 号 | 平成 2 4 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳
出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期
中審査）
（付託案件） |
| 日程第 3 7 | 認定第 7 号 | 平成 2 4 年度遠軽町水道事業会計決算認定について（決算
審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件） |
| 日程第 3 8 | 認定第 8 号 | 平成 2 4 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について（決
算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件） |
| 日程第 3 9 | 意見案第 1 号 | 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源
確保」のための意見書 |
| 日程第 4 0 | 意見案第 2 号 | 道州制導入に断固反対する意見書 |
| 日程第 4 1 | | 常任委員会所管事務調査報告 |
| 日程第 4 2 | | 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知 |

《平成 2 5 年 9 月 1 2 日》

◎出席議員（15名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	2番	今村則康君	3番	清野嘉之君
	5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
	7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
	9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
	11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
	13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
	16番	高橋義詔君		

◎欠席議員（3名）

1番	石田通行君	4番	林照雄君
15番	奥田稔君		

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	大河原忠宏君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	岡村宏君
総務課長	寒河江陽一君	情報管財課長	岩山靖彦君
企画課長	加藤俊之君	財政課長	鈴木光男君
保健福祉課長	松橋行雄君	住民生活課長	渡辺喜代則君
税務課長	会津靖朗君	農政林務課長	安藤清貴君
商工観光課長	伊藤雅彦君	ジオパーク推進課長	鴻上栄治君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本善宏君
水道課長	岸野博美君	水道課参事	久保英之君
会計管理者	小野寺健君	保育課長	菊地隆君
丸瀬布総合支所長	小谷英充君	白滝総合支所長	荒井正教君
教育長	河原英男君	教育部長	橋本健一君
教育部次長	藤江敏博君	社会教育課長	中村哲男君
社会教育課参事	大貫雅英君	図書館長	佐川哲史君

総務課参事	藤本陽一君	監査委員事務局長	舟木淳次君
農業委員会事務局長	安江陽一郎君	選挙管理委員会事務局長	舟木淳次君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	太田守君	事務局主幹	河本伸二君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は15人であります。なお、石田議員、奥田議員、林議員より、欠席の届け出があります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、松田議員、高橋眞千子議員を指名いたします。

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第29 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 議案第13号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第13号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

1としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、東京都新宿区下落合2丁目21番14号401、片平俊治様から、遠軽高等学校屋内練習場整備資金といたしまして、2,500万円の御寄附をいただいたものであります。

2としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功労でありまして、遠軽ライオンズクラブ様から、消防指揮広報車購入資金といたしまして150万円、公設グラウンドの遊歩道沿いに植栽をされましたエゾヤマザクラ70本及び看板2基の御寄附をいただいたものであります。

以上、2件の個人、法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく提案をするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第13号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

これより、議案第13号表彰についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第14号

○議長（前田篤秀君） 日程第30 議案第14号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 議案第14号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億1,202万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に2,650万円追加し、総額を3,310万5,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金を150万円減額し、総額を1億5,910万8,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計137億8,702万1,000円に2,500万円追加し、総額を138億1,202万1,000円とするものです。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に582万円追加し、総額を30億2,988万1,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に1,918万円追加し、総額を10億

6,492万9,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計137億8,702万1,000円に2,500万円追加し、総額を歳入歳出同額の138億1,202万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費、財産管理一般経費582万円につきましては、用地購入費の追加であります。

お手元に配付されています補正予算に関する資料をお開き願います。

購入場所は、湧別川沿いにあります遠軽高校野球部グラウンドに隣接する南町1丁目3番地196と142の2筆、面積2,294.68平方メートルを北海道財務局より取得するもので、遠軽高等学校野球部賛助会が建設する屋内練習場用地として、無償貸し付けするものであります。

続きまして、10ページをお開き願います。

9款消防費1項消防費1目消防費は、指定寄附金による財源の振りかえです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費1,918万円につきましては、遠軽高等学校教育振興補助金の追加でありまして、屋内練習場整備資金として寄附いただきました2,500万円から、用地購入費を除いた全額を遠軽高等学校野球部賛助会に補助するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金150万円の追加につきましては、消防指揮広報車購入資金として、遠軽ライオンズクラブ様から150万円、3目ふるさと納税寄附金2,500万円の追加につきましては、遠軽高等学校屋内練習場整備資金として、東京都、片平俊治様から2,500万円、以上、寄附がありましたので、寄附者の御意思に沿いまして予算措置をしたところです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金150万円の減額につきましては、財政調整基金繰入金の減額であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第14号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 9款消防費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、12ページから13ページ。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 何点か質問いたしますが、教育振興一般経費1,918万円についてですが、先ほどの説明では、遠軽高校野球部賛助会に対する補助金というふうに説明がありましたけれども、行政財産である町の土地を、この賛助会に貸すわけですけれども、借りる側、賛助会側の地上権というのはどういう考え方になりますか。長期で貸すでしょうから、当然、地上権は発生するわけですけれども、それはどういう扱いになりますか。それから、何年契約で貸借契約結ぶのか。

それから、聞くところによりますと、コンクリートで土台をつくって、鉄骨か鉄筋かで枠組みをして屋根をかけてポリカーボネートで囲むというふうに聞いておりますけれども、ビニールで囲むのではない、合成樹脂ですから、当然、固定資産税が発生すると思うのですけれども、この団体が、この建物を、構築物を登記するかしらないかは別として、その固定資産税の扱いは減免措置がとられるのでしょうか。それとも、目で見ても、幾ら幾らといって課税するのでしょうか。その辺の考え方をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 1件目の地上権の関係なのですが、地上権、他人の土地におきまして、建物など工作物を所有するため、その土地を使用する物件ということで理解してございます。地上権につきましては、借りる側のほうが、そこに権利を設定するという形でなろうかなというふうに思っております。ですから、町のほうといたしましては、この土地につきましては、普通財産という形でお貸しするという形で考えてございますので、その辺につきましては、地上権の関係につきましては、設定ということは考えてはございません。

また、補助する団体につきましては、一応、任意団体ということで理解してございますので、任意団体につきましては登記ができないというふうに理解しておりますので、地上権のほうも、設定はちょっと難しいのかなというふうに考えてございます。

また、建物建ってから何年契約という形になろうかなと思いますけれども、とりあえず、今のところは一回契約しまして、毎年毎年の更新というような形でいく予定を考えてございます。

固定資産税につきましては、先ほど議員おっしゃるような形で、私のほうにも正式な図面というのはいただいております。こういうものを建てたいのだという形で、どうなのだというお話は来ております。使う材質ですとか物によりまして、こういった固定資産税がかかる場合とかからない場合があると思いますので、その辺、でき上がって、税務の関係で見てもらってというような形で処理するようになろうかなというふうに考えてございます。

また、減免につきましては、今のところ、土地につきましては、先ほど言いましたような無償という形で考えております。税につきましては、税金がかかる、その辺になってから、いろいろと検討したいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 一つ確認をしたいのですが、それでは、補助金を1,918万円出すけれども、実態は、まだ正確につかんでいないということですね、今の話ですと。固定資産税が発生するかどうかは、できてからということですから、実態ははっきりわからないけれども、1,918万円、寄附者の意思に沿って出すということによろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 御寄附者の趣旨で、屋内練習場を建てていただきたいということの趣旨で寄附をいただきましたので、その趣旨に基づきまして、町のほうで予算措置をしたという形でございます。

建物の金額については、まだ概算という形でしか聞いてございませんので、これから詳細設計やられると思いますけれども、そこで大まかな金額が決まってくるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） これから詳細な図面が出てくるので、そこで大まかなことがわかるということは、どういう意味でしょうか。詳細な状況が提示されたら、そこで全てわかるということですよ。詳細な計画が提示されて、大まかがわかるというのは、ちょっと言葉足りないのかなと思ったのですけれども、そこだけお願いします。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 大変言い方が、ちょっとまずくて申しわけございません。

団体のほうから、今出ている段階では、これぐらいの建物を建てたいのだという形で聞いてございます。それが、金額的にはちょっと大きな形になるのですけれども、実際まだ設計これから、準備しているとは思いますが、それを聞いて、正式な金額が出るという形で御理解願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

17款寄附金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 18款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

これより、議案第14号の平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 認定第1号から日程第38 認定第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第31 認定第1号平成24年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第32 認定第2号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第33 認定第3号平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第34 認定第4号平成24年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第35 認定第5号平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第36 認定第6号平成24年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第37 認定第7号平成24年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第38 認定第8号平成24年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを一括して議題としたいと思います。

付託いたしました決算審査特別委員会から審査報告書が提出されておりますので、決算認定8件について、委員長の報告を求めます。

黒坂決算審査特別委員長。

○5番（黒坂貴行君） ー登壇ー

平成24年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

平成25年第5回遠軽町議会定例会におきまして、本委員会に付託されました認定第1号平成24年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号平成24年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてまでの8件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を9月6日に設置し、議会会期中の9月10日から12日までの3日間にわたり決算審査を実施したところでございます。

決算審査期間中、理事者におかれましては、資料の提供や担当職員の説明などに御協力をいただき、決算審査を効率よく進めることができましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

平成24年度の各会計歳入歳出決算認定8件につきましては、審査の結果、審査報告書のとおり、指摘事項の意見を付して認定することに決定したところであります。

それでは、各会計決算審査の結果につきまして報告いたします。

初めに、認定第1号平成24年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について御報告いた

します。

町税につきましては、調定額は22億5,768万5,000円で、収納率は91.8%、収入未済額は1億8,395万3,000円となっております。健全財政を進める上から、一層の収納率向上に努めるべきであります。

次に、認定第2号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御報告いたします。

国民健康保険税の調定額は5億6,759万7,000円で、収納率78.7%、収入未済額は1億2,008万9,000円となっております。保険財政の健全化を図るため、収納率向上に努めるべきであります。

次に、認定第7号平成24年度遠軽町水道事業会計決算認定について報告いたします。水道料金の収入未済額は1,975万9,000円で、前年対比144万1,000円、7.9%の増加となっており、収入未済件数も1,393件となり、前年に比べ282件ふえております。今後も収入未済額の増加が懸念されることから、収納強化に努めるべきであります。

次に、認定第8号平成24年度遠軽町下水道事業会計決算認定について報告いたします。下水道使用料の調定額は2億8,856万3,000円で、収納率98.6%で、前年対比は同じとなっておりますが、収納未済額は1,115万8,000円で、前年対比25万1,000円減少しております。健全財政を図るためにも、より一層の収納強化に努めるべきであります。

続きまして、奨学資金貸付基金について申し上げます。

今年度の奨学金貸付償還状況は、前年度と比較して継続貸付者で11名減、新規貸付者で5名増により、6名減少していますが、未償還額は前年度より157万円増加しております。奨学金貸付原資の減少は、今後の運用に支障を来すことから、償還率をさらに上げるべきであります。

以上が文書で報告されたものでございますが、口頭報告とすべきものとして、次の3点、報告いたします。

自治会に対する補助金について。合併後、4地域各自治会への補助金に相違が見られ、平準化に向けて努力をされておりますが、引き続き関係団体との協議を踏まえ、なお努力すべきものであります。

主要な政策の成果説明書について。決算書の附属書類であります成果説明書の記載内容は、従前から改善に取り組まれております。事務事業の成果に至る経過説明、過年度との成果数値を示し、充実を図りたいということでもあります。また、次年度の予算編成に向けて、改善ポイント等を示すことも必要かと思われま。

介護用品支援事業について。介護用品支援事業は予算想定人数20名でありましたが、平成24年度の実績は4名の申請であります。委託事業については、ここ数年の申請は6名の実態となっていることから、実績を十分勘案し、次年度の予算に反映すべきでありま

《平成25年9月12日》

す。なお、細かな指摘事項につきましては、直接、担当職員に申し上げておりますので、今後の予算編成、行政執行等に十分反映されますよう期待するところであります。

以上で、平成24年度遠軽町議会決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 委員長への質疑は、行わないことになっております。

これより、一括上程した8件を採決いたします。

採決は、認定第1号平成24年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号平成24年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてまで、決算認定8件を一括採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は委員長の報告どおり、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第39 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第39 意見案第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松田議員。

○6番（松田良一君） 一登壇一

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について、概要を読み上げて提案いたします。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられるものと同様以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯を踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が導入されたが、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまっている。

しかしながら、これら市町村では厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命、財産が脅かされているといった事態が生じている。これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記。

自然災害などの脅威から国民の生命、財産を守るための森林、林業、山村対策の抜本的

な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月12日。北海道遠軽町議会。提出先は、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣であります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

◎日程第40 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第40 意見案第2号道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

杉本議員。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

道州制導入に断固反対する意見書について、読み上げて提案とさせていただきます。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の進行に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾であるとする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

《平成25年9月12日》

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州制はもとより、再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統、文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底、地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々遠軽町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月12日。北海道遠軽町議会。

提出先は、衆参両議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当であります。

議員の皆様におかれては、多様な御意見もあられましようが、ぜひとも御賛同いただきましようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号道州制の導入に断固反対する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

◎日程第41 常任委員会所管事務調査報告

○議長（前田篤秀君） 日程第41 常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

山田総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（山田和夫君） ー登壇ー

総務・文教常任委員会所管事務調査報告書について、読み上げて簡潔に御報告を申し上

げたいと思います。

まず、私ども総務・文教常任委員会に預けられました所管事務調査項目は、1項条例に関する事項から8項その他に関する事項まで8項目であります。

まず、1項目の条例に関する事項といたしまして、(1)から(4)の4点にわたって御報告をさせていただいておりますことを御理解をいただきたいと思っております。特に、(4)の町民憲章等の制定につきまして、合併後、新町において新たに定めるとされておりますことから、年数も8年を経過したという今日、次は合併10年目という節目もございますので、その節目に向けて制定を急ぐべきだということで御報告をさせていただきました。2、財産管理に関する事項につきましては、(1)の未利用財産等の管理から(2)の未処理用地の整理についてまで御報告をさせていただきましたので、お読みをいただきたいと存じます。

3、行財政に関する事項といたしまして、(1)財政健全化について御報告をさせていただいております。持続可能な自治体運営の確立を目指しまして行政改革を推進をするとともに、自治体運営の基盤となる新たな財政計画に立脚した行財政運営を推進すべきだろうと考えております。

また、財政健全化法を契機といたしまして、地方自治体が行っております政策及びその結果につきましては、積極的な情報公開と説明責任の向上を図り、住民への責務を十分に果たすべきだろうと思っております。合併特例措置が平成27年度に終了いたしますことから、その後の財政運営を見据えた財政計画の立案を図るとともに、さらなる行財政改革に取り組むべきだろうと考えております。行政評価につきましては、お読みをいただきたいと思っております。

4項の事務事業に関する事項といたしまして、(1)の使用料等の滞納繰越額の解消問題から(4)の組織機構の見直しまで4点について御報告をさせていただきました。中でも、(3)人材の育成について、高度多様化する事務事業について適切に対応できる資質と能力を備えるためには、これまで以上に政策形成能力の向上や専門知識の習得が求められております。本町におきましても、実務を基本とする法制執務を研修計画に取り入れ、町の未来を担える人材の育成に努めるべきだろうと考えておりますし、ぜひ、これらの理解のもとでの人材の育成事業に取り組んでいただきたいと思うものであります。(4)の組織機構の見直しにつきましては、組織機構については、本所、総合支所のあり方も含めて、地域の実情も踏まえた上での簡素で効率的な組織機構に努めるべきだということで、御報告をさせていただきます。

5項の学校教育に関する事項につきましては、(1)教育施設の整備・充実から(4)の小中学校の安全対策について、4項目について御報告をさせていただきました。特に、(3)の丸瀬布学校給食センターについて御報告申し上げます。丸瀬布給食センターは、御存じのとおり、丸瀬布総合支所の中に併設をされておりました、建設から48年が経過をするという古いものでもございます。施設の老朽化と、それに伴います衛生管理の面か

らも、早急に学校給食センターとして独立をさせ、建設をすることが必要だろうと考えておりまして、地域住民の意見を十分に聞く中で、具体的な建設に向けた計画を早急に進めるべきだということを御報告させていただきたいと思っております。

次に、6項目の社会教育及び文化に関する事項につきまして、(1)の生涯学習から(3)の文化センター等建設についてまで御報告をさせていただきました。(3)の文化センター等建設につきまして、長年の懸案事項であると同時に、生涯学習の拠点施設となり得ることから、町民の合意形成に努めていただきたいと思いますと考えております。

7項の社会体育及び健康づくりに関する事項といたしまして、体育施設の整備について御報告をさせていただきました。町民ニーズに加えて、各種合宿誘致の観点からも、さらなる施設の整備、充実を図るべきだろう。また、パークゴルフ場の整備につきましても、コースの充実、管理体制の強化を図って、パークゴルフ愛好者の声に耳を傾けるべきだということを御報告させていただきたいと思っております。

その他に関する事項といたしまして、(1)総合計画の推進について、(2)陸上自衛隊遠軽駐屯地の増強、存続についてということの2点を報告をさせていただきました。総合計画につきましては、総合計画の主要施策について、事務事業の優先度、緊急度、財政状況等を勘案をしつつ、計画的に推進をすべきであるということを御報告をさせていただきましたし、(2)の陸上自衛隊遠軽駐屯地等の増強、存続につきましても、地域に及ぼす影響等を十分に配慮いたしまして、第25普通科連隊の部隊増強及び遠軽駐屯地の存続について、引き続き関係諸団体と連携をしながら要請活動を展開すべきであることを御報告申し上げ、総務・文教常任委員会としての所管事務調査報告にかえさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

黒坂民生常任委員長。

○民生常任委員長（黒坂貴行君） ー登壇ー

民生常任委員会所管事務調査報告について、一部読み上げて報告いたします。

一つ目の社会福祉に関する事項においては、1番から5番までを報告させていただいております。高齢者世帯、高齢者独居世帯等が増加する中、高齢者のみならず、障がい者、障がい児の各分野において相互扶助の充実が求められていることから、関係機関、団体等との連携を深め、地域福祉の向上に努めるべきであります。また、保育行政につきましては、施設の老朽化が著しいため、統合も含めて整備を検討すべきであります。また、私立幼稚園の認定こども園も開園予定されておりますところ、町内の乳幼児数を見据えた整合性のある保育計画を策定すべきであります。

二つ目の、保健衛生に関する事項といたしまして、3点報告させていただいております。介護保険制度につきましては、高齢化がさらに進み、利用者が増加していることから、さらなる施設の整備、充実を図るべきであります。多くの高齢者は、可能な限り在宅で自立した日常生活を送れるよう望んでいるので、医療、福祉等関係機関と連携し、介護

サービスの質の向上を図るべきであります。

3点目の、環境衛生に関する事項につきまして、2点報告しております。

遠軽町廃棄物処理施設につきましては、遠軽町一般廃棄物処理基本計画に基づき、資金計画及び事業計画を検討し、早急に施設の整備を更新するべきであります。また、2点目といたしまして、生活排水対策につきましては、環境衛生等の観点から、未整備地区を含め、効果的な下水処理対策に取り組むべきであります。

4点目の、住民生活に関する事項において、3点報告をさせていただいております。特に、安全・安心のまちづくりについては、遠軽町安全・安心まちづくり条例の目的を住民に周知するとともに、地域の防犯、青少年、子どもの健全育成及び交通安全に関する施策を積極的に講ずるべきであります。

5点目の、町税等に関する事項におきましては、町の貴重な自主財源である町税等の収入確保は、公平な税負担の観点からも喫緊の課題であります。滞納の解消を図るため、より効果的な徴収対策を講じ、収納率の向上に努めるべきであります。さらに、滞納状況を精査し、必要に応じた対応を講ずるべきであります。都市計画税につきましては、地域、区域間の不均衡等、さまざまな問題を検討すべきであります。

以上、民生常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（前田篤秀君） 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

高橋義昭経済常任委員長。

○経済常任委員長（高橋義昭君） ー登壇ー

経済常任委員会所管事務調査報告につきまして、一部読み上げて報告をさせていただきます。大きく、一から九つまでの事項となっております。

それでは、1番目の、農業及び林業に関する事項でございますが、特に農業畜産の振興については、農業経営の振興と安定のため、土地基盤及び環境整備を積極的に推進し、生産組織の育成や担い手対策等に取り組むとともに、農業者の経営安定と安全・安心な食料を提供するための支援策を講じるべきである。

二つに、農畜産物の加工や地場産品を生かした産業おこしについては、地域経済の発展に寄与することが期待されるので、今まで以上に積極的に推進すべきであります。

また、遠軽農業振興公社につきましても、施設の老朽化が進んでいることから、食の安全を確保する上でも施設整備に努めるべきであります。

ほか3点でございます。

大きな2番の商工業及び観光に関する事項につきましても、観光産業の振興については、地域にある豊富な観光資源や自然を生かした特色ある各種イベントの充実に努めるとともに、関係団体と連携を図りながら、滞在型観光客の誘致促進と経済的波及効果に結びつく施策を積極的に推進すべきであります。

大きな3番、消費及び労政に関する事項につきましては、3点について報告をさせていただきます。

《平成25年9月12日》

4番の道路及び河川に関する事項につきましては、歩道及び交差点の除排雪については速やかに行い、事故防止に万全を期すべきであります。その他、河川については、町管理、河川及び国、道の管理河川があるが、森林伐採などの影響に伴い、河川周辺の保水力の低下や土砂の堆積により、河床が浅くなり、地域によっては、増水時の被害発生や危険があることから、関係機関と連携して、計画的な整備を進めるべきであります。

大きな5番、住宅及び建築に関する事項については、二つの報告であります。

6番、車両管理に関する事項につきましては、町有車両の業務のうち、町営バス運行事業については既に委託により実施しているが、土木車両等についても将来に向けた業務の委託化を含め、効率的な運用に努めるべきであります。また、町営バス事業についても、深刻な需要の減少から民間事業者の路線撤退などが相次いでいるが、地域住民の足を確保するためにも、関係する機関、団体等と協議し、利用者の立場に立って運行体制の整備を行うべきであります。

7番の都市計画に関する事項、これについては、都市計画マスタープランの推進に当たっては、関係機関と連携を図りつつ、総合的かつ計画的な都市づくりに努めるべきであります。

8番の公共下水道事業に関する事項につきましては、公共下水道の整備、更新については、計画的に進めるとともに、健全経営に努めるべきであります。また、町内の未整備地区も多くあることから、個別排水処理等で早期に実施すべきであります。

9番、水道事業に関する事項につきましては、3点の報告とさせていただきます。

以上、経済常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

◎日程第42 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

○議長（前田篤秀君） 日程第42 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定により、お手元に配付のとおり、各委員長から申し出があります。

お諮りいたします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、各委員長の申し出のとおり決定することにいたしました。

以上をもって、本定例会の会議に付された事件は、全部終了いたしました。

《平成25年9月12日》

◎町長挨拶

○議長（前田篤秀君） 町長より発言が求められておりますので、これを許します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 平成25年第5回町議会定例会の閉会に先立ちまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

平成21年10月、町長に就任させていただき、きょうまでの4年間、合併後の地域が一体となった町づくりの推進に向け、全力で取り組んできたところでありまして、掲げた公約につきましても、おかげさまで一定の達成を見ることができました。この間、議員の皆様方を初め町民の皆様から頂戴いたしました絶大なる御支援、御協力、そして御指導に対して、この場をおかりし、厚くお礼を申し上げます。

来月には、町長、町議会議員選挙を迎えます。皆様の中には今限りで御勇退される方もいらっしゃると思いますが、御勇退されます方には、これまで長きにわたり、本町の振興、発展に御尽力いただき、心から感謝を申し上げますとともに、今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、町議会議員選挙に立候補を予定されております皆様におかれましては、引き続き御活躍いただきますよう、御健闘を心より祈念申し上げます次第でございます。

私も本議会冒頭で述べさせていただきましたが、再びこの場で皆さんとお会いし、合併後の大きな岐路となる、10年目を目前としたその町政を担えるよう頑張っている決意をしているところであります。

終わりに、この4年間の御指導、御協力に対しまして、改めて心からの感謝を申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

◎議長挨拶

○議長（前田篤秀君） 私から一言。平成25年第5回の定例会の全日程を終了するに当たりまして、一言、皆様方に御挨拶を申し上げます。

この4年間、議会運営におきまして、多大なる御理解と御協力を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げます。この間、いつの議会の審議に当たりましても、議員各位におかれましては、極めて真剣かつ熱心に熱意を持って論じられ、理事者を初め職員の誠意あふれる説明、対応により、ともに論じ尽くし、よりよい方向を生み出してきたものと確信しているところであります。特に、この4年間は社会情勢が大きく変化した中であって、議会においては、議会改革活性化等調査特別委員会の皆様を中心に、全員が心を一つに取り組んだ議会基本条例を制定いたしました。町民にとって、わかりやすく開かれた議会運営を目指し、名実とともに二元代表制の確立に向かって進んでいかなければならないと思っております。

《平成25年9月12日》

本会議の中、あるいは委員会を通じて、厳しい指摘や意見、要請などを申し上げてまいりましたが、全て、町民の福祉の向上と、よりよい町づくりを目的としたことであり、今後の行政執行に当たりましても、これらが十分に反映され、生かされることを強く望んでいるところであります。ここに、今任期中における議員初め、理事者各位の御努力と御尽力に対し、改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

任期も、残すところ1カ月余りとなり、10月20日には、町長、町議員選挙を迎えますが、このような状況におきましても、勇退されます方、また、再選を目指す方々も、これまでの経験を糧といたしまして、たとえ立場が違いましても、お互いに健康に留意し、ふるさと遠軽町の一層の発展のために、さらなる御尽力を切にお願いを申し上げる次第でございます。

終わりに、皆様方の今後ますますの御多幸と御発展を心から御祈念申し上げまして、簡単ではありますが、お礼の言葉といたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 会議を閉じます。

以上で、平成25年第5回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 前田篤秀

署名議員 松田良一

署名議員 高橋真知子